

令和2年5月1日

市民の皆様へ

市民の皆様におかれましては、外出の自粛にご協力いただいていることに心より感謝申し上げます。

ゴールデンウィークに入っても思うように外出ができず、ストレスが溜まっていませんか。そんな時は適度な運動も大切です。健康維持のための散歩は制限されていませんので、季節の移ろいを感じながら近所を歩いてみてください。その際も「密」を避けるなどの感染予防対策をお願いします。

新聞・テレビなどでは、外出自粛の影響によるDVや児童虐待の増加、また新型コロナウイルス感染患者あるいは医療従事関係者やその家族等に対する誹謗中傷、過剰な反応といった悲しい報告が見受けられます。

しかし、それは間違っています。我々が今戦うべき相手は目には見えないウイルスです。不安や恐れの方先が、人に向けられるようなことは決してあってはなりません。

もし被害にあわれた方がいらっしゃれば、相談窓口へご相談ください。関係機関と連携して厳正に対処します。

新型コロナウイルス感染症は、本市にも大きな影響を及ぼしました。そこで、感染拡大に伴う本市の緊急対策として「感染症対策」「市民向け対策」「事業者向け対策」に分類した3本の柱を掲げ、本日も一般会計と介護保険特別会計の補正予算と条例改正について専決処分を行ったところです。

これからも市議会の協力をいただきながら一枚岩となり、最大限のスピードをもって皆様の生活を支える対策を講じてまいります。

今後、準備の整った支援策から市民の皆様並びに事業者の皆様に順次案内する予定です。

昨今の報道によると、緊急事態宣言が1か月程度延長される見込みです。長期戦になりますが、すべては皆様ご自身と大切なご家族を守るために欠かせない措置です。“ステイホーム”、どうかできる限りご自宅にいてください。

先人たちが幾多の災害や飢饉を乗り越え地域の再興を果たされたように、私たちもまだ見ぬ次代の子孫たちに豊かなふるさとを受け継ぐことができるよう、共に頑張りましょう。

追伸 朝刊折り込みの原稿は、前々日の13時に校了しなければなりません。このため、4月26日(日)の朝刊折り込みNo.10のメッセージ(4月24日13時校了)のように原稿締切り後に発生した事態の変化(4月25日の患者増加)には対処できません。お読みいただいた皆様に混乱を招いたこととお詫びします。

今回の原稿を書いている5月1日(金)13時現在の市内患者数は14人で、4月26日以降、増加していません。5月3日(日)の朝刊で皆様のお手元にこのメッセージが届く頃も、そして今後も患者が増えないことを切に願うばかりです。

令和2年5月1日13時現在

南相馬市長 門馬和夫

新型コロナウイルス感染症に対する南相馬市の緊急対応策

事業者向け対策

県

○新型コロナウイルス
感染拡大防止協力金
等

市
①雇用調整助成金(国への上乗せ)
②雇用支援制度相談

③飲食店舗等維持補助金
(飲食、宿泊、バス・タクシー)

○経営相談窓口の設置
○テイクアウトみなみそうま
等

5月1日付け
専決処分案件

国
○雇用調整助成金(休業手当等の一部助成)
○持続化給付金(法人200万円以内、個人事業主100万円以内)等

市民向け対策

令和2年5月1日
総務部財政課作成

高齢者

働く人

子ども

市 ②ひとり親家庭への応援支援金給付

市 ③失業となった市民等の就職支援
④解雇・離職者へ市営住宅の一時提供

市 ⑤高齢者見守り・相談支援
⑥高齢者家庭生活応援

市 ○広報(咳エチケットなど感染症対策の啓発等)

5月1日付け
専決処分案件

国 ①児童手当の臨時特別給付(1万円)《市経由により給付》
⑦特別定額給付金(10万円)の早期給付《市経由により給付》
○総合支援資金(生活費用貸付) 等

感染症対策

市

○水道料金、下水道使用料の納入猶予
○固定資産税・個人住民税など徴収猶予
○国民健康保険税の減免、傷病手当金支給(後期高齢者医療)の申請受付 等

○発熱等トリアージ外来開設
○マスク配布・購入支援(幼保・小中等)
○消毒液・医療用防護服の調達、簡易陰圧ユニットの導入等
○非接触型体温計導入
○仮設住宅提供(感染防止対策)
○感染症に関する事業者相談窓口設置
○相双保健福祉事務所への支援(職員3名派遣)
○県へ緊急要望活動 等

市役所での感染防止対策

①執務室の分散化(サテライト)
②在宅勤務の試行的導入
③窓口への感染予防シート等設置
④職員への感染制御講座(福島県立医科大学からの支援)
⑤新型コロナ特別体制
(ア) コロナ対策班 (イ) 特別定額給付班 等

今後とも、感染の状況とともに、地域経済の動向を十分注視し、必要な対策を迅速に講じます。

事業者向け対策

③飲食店舗等維持補助金(飲食、宿泊、バス・タクシー)【商工労政課】	6,628万1千円
影響を特に受けている運輸業、宿泊業、飲食店に対し、当該店舗等維持に係る費用の負担軽減を図るため助成金を交付。 対象業種:市内に事業所を有する一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、宿泊業、飲食店。助成金額:1店舗当たり20万円	

市民向け対策

②ひとり親家庭への応援支援金給付(児童扶養手当受給世帯)【こども家庭課】	5,838万6千円
影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、一人親の児童扶養手当受給世帯に対し、生活支援金を支給する。 支援金額:対象児童1人につき 第1子 4万円×3か月、第2子 1万円×3か月、第3子以降 6千円×3か月(平均13万3千円/世帯)	
③失業となった市民等の就職支援【総務課】	6,188万5千円
失業・休業・内定取消に迫られた市民等を任期付職員・会計年度任用職員として採用。 Ⅰ.任期付職員(10人)募集職種 一般事務職、Ⅱ.会計年度任用職員(10人) 募集職種 一般事務職・用務作業員	
⑤高齢者見守り・相談支援【長寿福祉課】	603万3千円
外出を控え、自宅で過ごしている一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、地域包括支援センター職員が電話や訪問等を行う。 委託先 社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会(南相馬市地域包括支援センター) 社会福祉法人 南相馬福祉会(原町東地域包括支援センター)	
⑥高齢者家庭生活応援【長寿福祉課】	1,370万7千円
自宅で過ごしている65歳以上の高齢者の健康維持等を目的に、家庭での過ごし方の周知(パンフレット等の配布)を行う。	
⑦特別定額給付金(10万円)の早期給付<<市経由により給付>>【社会福祉課】	59億6,000万円
住民の家計への支援を行うため、特別定額給付金の給付を行う。※詳しくは「特別定額給付金(10万円)のご案内」をご覧ください	
⑦特別定額給付金給付準備事業【社会福祉課】	1,310万4千円
特別定額給付金の給付に係る必要経費の計上。特別定額給付金の給付に伴う口座振込手数料ほか	

特別定額給付金（１０万円給付）のご案内

①【給付対象】

南相馬市に住民票がある方５９，５７５人（令和２年４月２７日時点）

②【申請書の送付】

４月２８日に２４，０２８世帯に対し発送済

③【申請方法】 郵送（同封の封筒で返送）世帯主が世帯員全員分をまとめて申請

<注意事項>

- ・ 通帳等・本人確認書類（運転免許証）等のコピーの貼付が必要です
- ・ ボールペンを使用し、はっきりと記入してください（機械で読み込むため）
※記入誤りは二重線で訂正し、余白に記入してください
- ・ 銀行口座は、可能な限り市内金融機関を指定してください（迅速に振り込むため）

④【給付金のお届け】

５月７日（木）から早期に給付金を振込できるよう、５月１日付けで
予算（５９億６，０００万円）の専決処分を行いました

⑤【その他】

マイナンバーカードを利用したオンライン申請は、現在準備中
（世帯主が世帯員全員分をまとめて申請）

⑥【申請期限】 ７月２８日（火）（当日消印有効）

<問合せ>

- ・ 制度全般に関すること
国コールセンター０３－５６３８－５８５５（平日９時～１８時３０分）
- ・ 申請書の記載等に関すること
市コールセンター０２４４－２４－５４６８（平日９時～１７時）

給付金を装った詐欺にご注意を！

- ・ 市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作をお願いすることや、手数料の振り込みを求めることは絶対にありません！
- ・ 南相馬市や総務省などを名乗る電話がかかってきたり、郵便・Ｅメールが届いたら、市や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（＃９１１０））に通報ください！